

令和5年5月8日

長崎県保健・医療提供体制確保計画について

担当課	医療政策課
担当者名	井手、木村
電話番号	直通：095-895-2462 内線：2462

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に併せ、長崎県保健・医療提供体制確保計画を下記のとおり見直しましたのでお知らせします。

記

1 長崎県保健・医療提供体制確保計画の見直しについて

- 内 容：①病床確保計画の見直し
②宿泊療養施設確保計画・臨時医療施設等確保計画の廃止
- 改定日：令和5年5月8日

2 病床確保計画の見直し

一部の医療機関でコロナ患者を受け入れる体制から、幅広い医療機関による体制に移行するため、本計画を次のとおり見直し。

- 緊急時レベルの廃止や確保病床の重症・中等症Ⅱ患者への重点化等により、確保病床を見直し

- ・ 計画の見直しに併せ、自院患者で陽性となった場合は自院で対応する等、確保病床以外での病床での受入を促進

- フェーズを現在の6段階から2段階に変更

- 感染状況や入院患者数に基づき自律的に病床を確保するなど運用を見直し

- ・ 医療機関は、感染が比較的落ち着いている状況下においては、感染状況や入院患者数等に基づき、フェーズ1の最大確保病床数の中で自律的にコロナ病床を確保
- ・ 医療ひっ迫時には、県からの緊急確保要請に基づき、各フェーズで定める病床数を即応化

【病床確保計画（改定後）】

		フェーズ1			フェーズ2		
		病床数	うち重症	うち中等症Ⅱ	病床数	うち重症	うち中等症Ⅱ
本土	長崎	72	3	51	90	3	69
	佐世保県北	70	5	30	107	5	41
	県央	66	5	36	89	5	36
	県南	40	0	12	52	0	14
	小計	248	13	129	338	13	160
	五島	18	0	5	18	0	5
	上五島	7	0	4	7	0	4
	壱岐	15	0	2	23	0	5
	対馬	9	1	2	16	1	5
	県全体	297	14	142	402	14	179

- ※緊急確保要請（フェーズ1相当又はフェーズ2相当）及びフェーズ1から2への引き上げについては、医療のひっ迫や医療機関間での入院調整の状況等を踏まえ、総合的に判断。
- ※確保病床によらない体制への移行を進めるため、計画については随時見直しを実施。

3 宿泊療養施設確保計画・臨時医療施設等確保計画の廃止

隔離のための宿泊療養施設が5月8日に終了したことに伴い、宿泊療養施設確保計画及び臨時医療施設確保計画を廃止。